

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 110
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

今年10月以降の 医療DX推進体制整備加算について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。医療DX推進体制整備加算および在宅医療DX情報活用加算について、令和7年10月より見直しが行われます。算定区分ごとの点数、マイナ保険証利用率の対象期間などに変更はありません。

今回の見直しによる届出の出し直しは不要です。

概要

医療DX推進体制整備加算

- ・10月からマイナ保険証利用率の実績要件が見直し

「今年10月～来年2月」「来年3月～5月」の2段階での見直しが行われます。（下表）

医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算 共通

- ・電子カルテ情報共有サービスの導入 来年5月末まで経過措置が延長

今年9月末までとされている経過措置が来年5月末までに延長します。

表. 医療DX推進体制整備加算 算定区分ごとのマイナ保険証利用率の実績

電子 処方箋	加算区分	医科	歯科	適用期間ごとのマイナ保険証利用率		
				～令和7年9月	令和7年10月～ 令和8年2月	令和8年3月 ～令和8年5月
導入済	加算1	12点	11点	45%	60%	70%
	加算2	11点	10点	30%	40%	50%
	加算3※	10点	8点	15%	25%	30%
未導入	加算4	10点	9点	45%	60%	70%
	加算5	9点	8点	30%	40%	50%
	加算6※	8点	6点	15%	25%	30%

※小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（2024年1月～12月）の延べ外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関は下記のように読み替える。
（要届出）

2025年9月までは「15%」は「12%」、2025年10月から2026年2月までは「25%」は「22%」、2026年3月以降は「30%」は「27%」とする